

一定面積以上の土地を取引した際は 国土利用計画法に基づく届出

が必要です！

国土利用計画法は、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的としており、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、土地取引について届出制度を設けています。

一定面積以上の土地について売買などの契約（対価を伴うものに限る。予約を含む。）をした場合、権利取得者（譲受人）は**契約締結日を含めて2週間以内に土浦市長に届出**をしなければなりません（国土利用計画法第23条第1項）。

届出が必要な面積

取引した土地の面積が



市街化区域



2,000㎡以上



市街化調整区域



5,000㎡以上

※個々の面積が小さい場合であっても、合計して上記面積を超える場合（一団の土地取引）は届出が必要です。

届出が必要な土地取引

届出必要

- 売買、交換、第三者のためにする契約
- 一時金を伴う地上権、賃借権の設定又は譲渡
- 共有物の持分権の譲渡、営業譲渡（譲渡する財産に土地が含まれる場合）、譲渡担保
- 予約完結権、買戻権等の形成権の譲渡
- 所有権移転を受ける権利を含む信託受益権の譲渡
- 代物弁済、地位譲渡等

※農地の取引（農地法第5条第1項 農地転用の場合）を含みます。

※契約の予約である場合も含みます。

※停止条件付、期限付、買戻特約付契約である場合も含みます。

届出不要（免除含む）

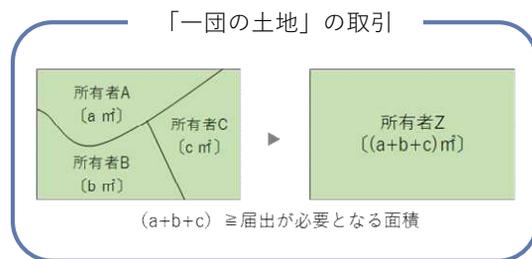
- 一時金を伴わない地上権、賃借権の設定又は譲渡
- 抵当権、不動産質権等の設定又は移転
- 地役権、鉱業権等の設定又は移転
- 信託の引受及びその終了
- 相続、遺産の分割、遺贈(包括遺贈を含む。)
- 贈与、財産分与等
- 取引の当事者の一方又は双方が国、地方公共団体等の場合
- 農地の取引(農地法第3条第1項の許可を要する場合)

届出の方法

届出人	土地の権利取得者（譲受人） ※代理人による届出も可能です（要委任状）。
届出方法	電子届出または窓口・郵送での提出 電子届出フォームURL (https://logoform.jp/form/gkP6/566427) 
届出書類	①土地売買等届出書（窓口・郵送での届出の場合のみ） ②位置図（縮尺1/50,000以上の地図） 例：道路地図 ③周辺状況図（縮尺1/5,000以上の地図） 例：住宅地図 ④形状図（土地の形状を示す地図） 例：公図 ⑤契約書（写）（契約年月日、当事者、価格、土地の所在、面積、条文等明らかなもの） ⑥委任状（代理人による届出の場合のみ）
届出部数	1部
届出先	土浦市 都市政策部 都市計画課
届出期限	契約締結日を含めて2週間以内 ※契約締結日は登記日や代金決済日ではありませんのでご注意ください。 ※届出期間の最終日が行政機関の閉庁日である場合は、休日の翌日（次の開庁日）が期限となります。 ※届出をしない場合、虚偽の届出をした場合は法律の規定により罰せられることがあります。

その他

- 同一の土地の権利取得者（譲受人）が同一の利用目的のために土地を買い集め、最終的に届出が必要な面積以上の土地を取得することとなる場合は、「一団の土地」として契約毎に届出が必要です（右図参照）。



- 事業用地買収等で複数の契約書（同一土地における転売を含む）がある場合は契約書毎の届出が必要です。
- 届出された利用目的が、公表されている土地利用に関する計画に適合しない場合は、勧告・助言をすることがあります（勧告・助言をしない旨の通知は原則行いません）。

お問い合わせ先

土浦市 都市政策部 都市計画課

〒300-8686 茨城県土浦市大和町9-1

TEL 029-826-1111(内線2361・2013) Email toshikei@city.tsuchiura.lg.jp

